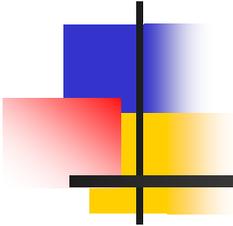


京都メカニズムの仕組み

1. 京都メカニズムの概要
2. 京都議定書の遵守の仕組み
3. 国内(域内)排出量取引制度の例
4. 海外の国内排出量取引制度と京都メカニズムのリンク



1. 京都メカニズムの概要

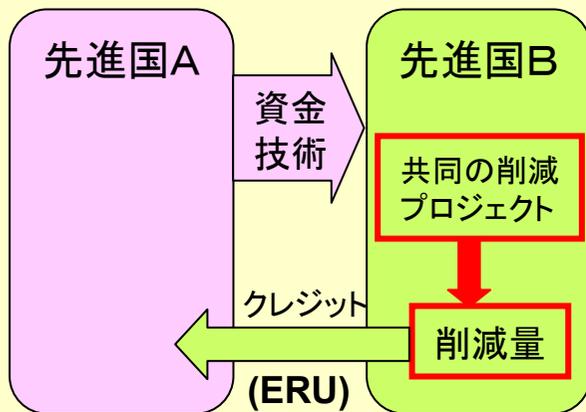
- 京都メカニズムとは
- 京都メカニズムの対象となるクレジット等

1-1 京都メカニズムとは

共同実施 (JI)

(京都議定書6条)

先進国同士が共同で事業を実施し、その削減分を投資国が自国の目標達成に利用できる制度

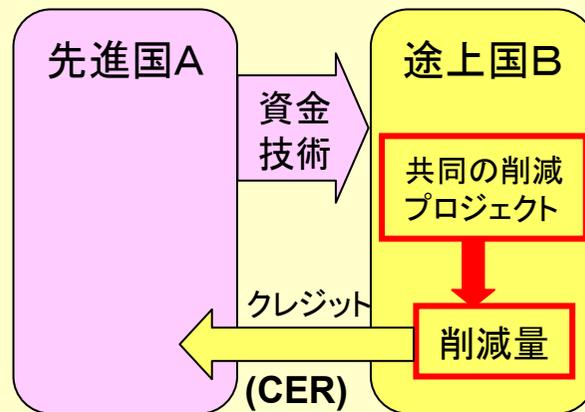


※2008年からクレジット発行

クリーン開発メカニズム(CDM)

(京都議定書12条)

先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資国(先進国)が自国の目標達成に利用できる制度

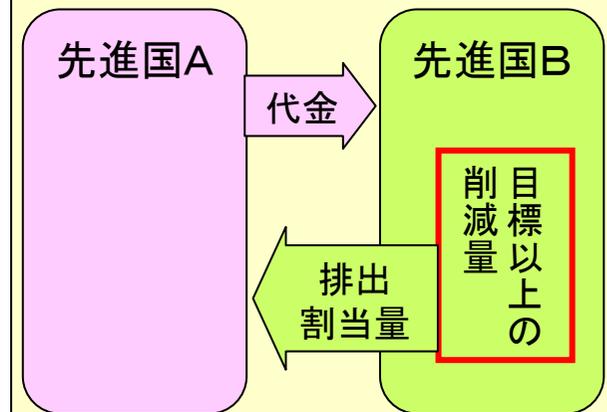


※2000年以降の削減量についてクレジットが発生

(国際)排出量取引

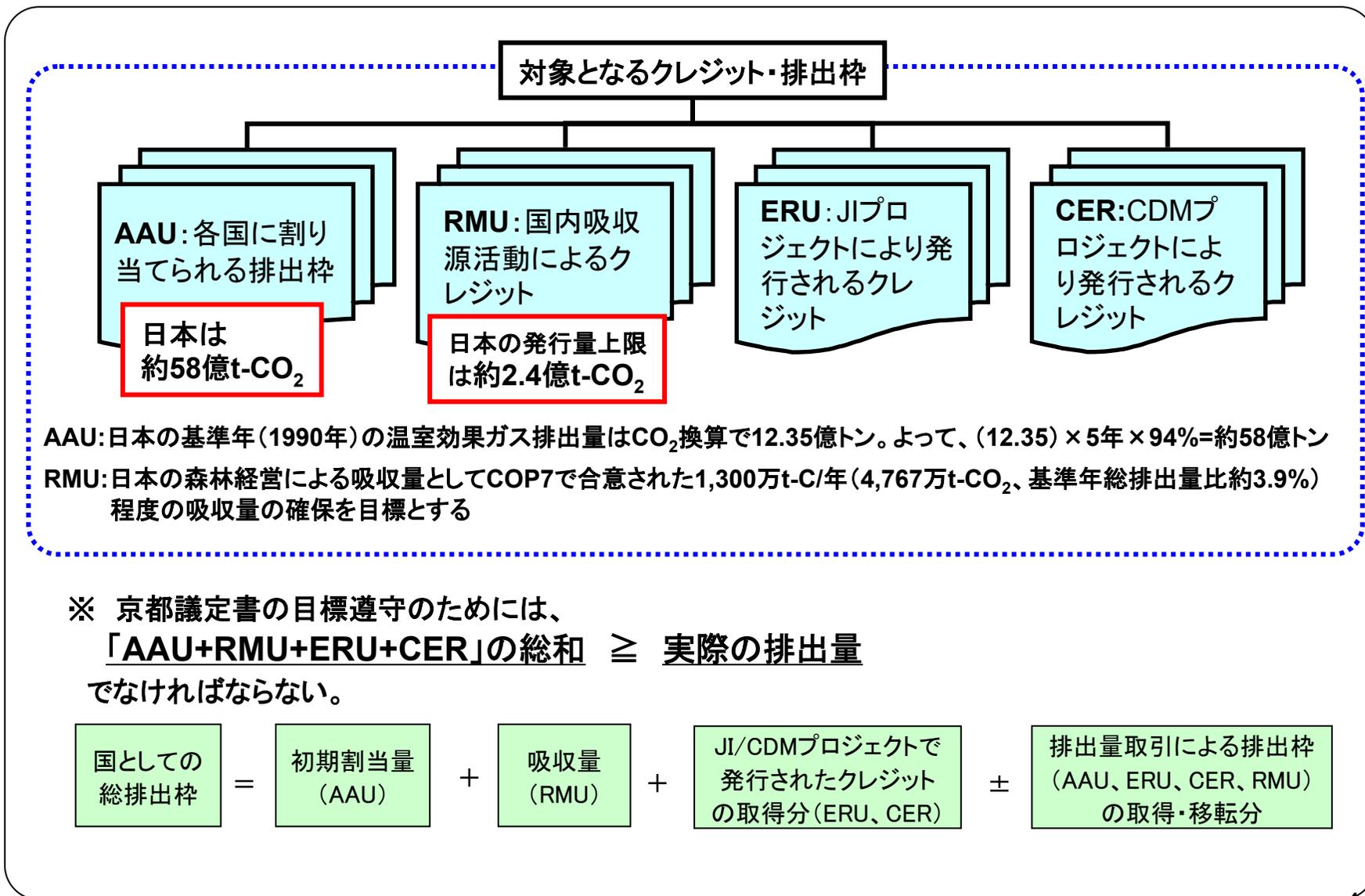
(京都議定書17条)

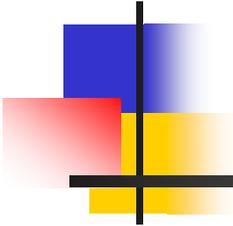
先進国間で排出枠等を売買する制度



※2008年から本格化

1-2 京都メカニズムの対象となるクレジット等

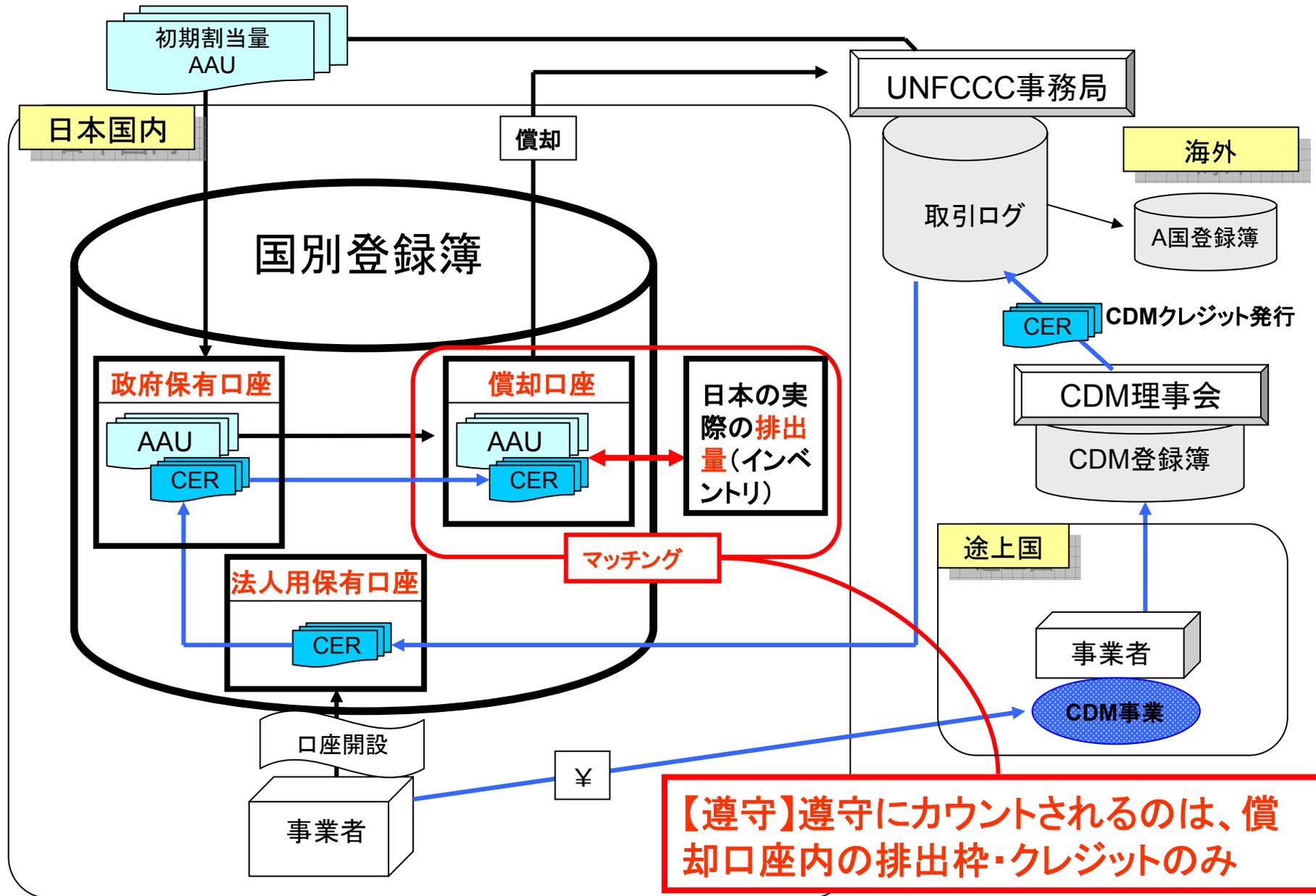




2. 京都議定書の遵守の仕組み

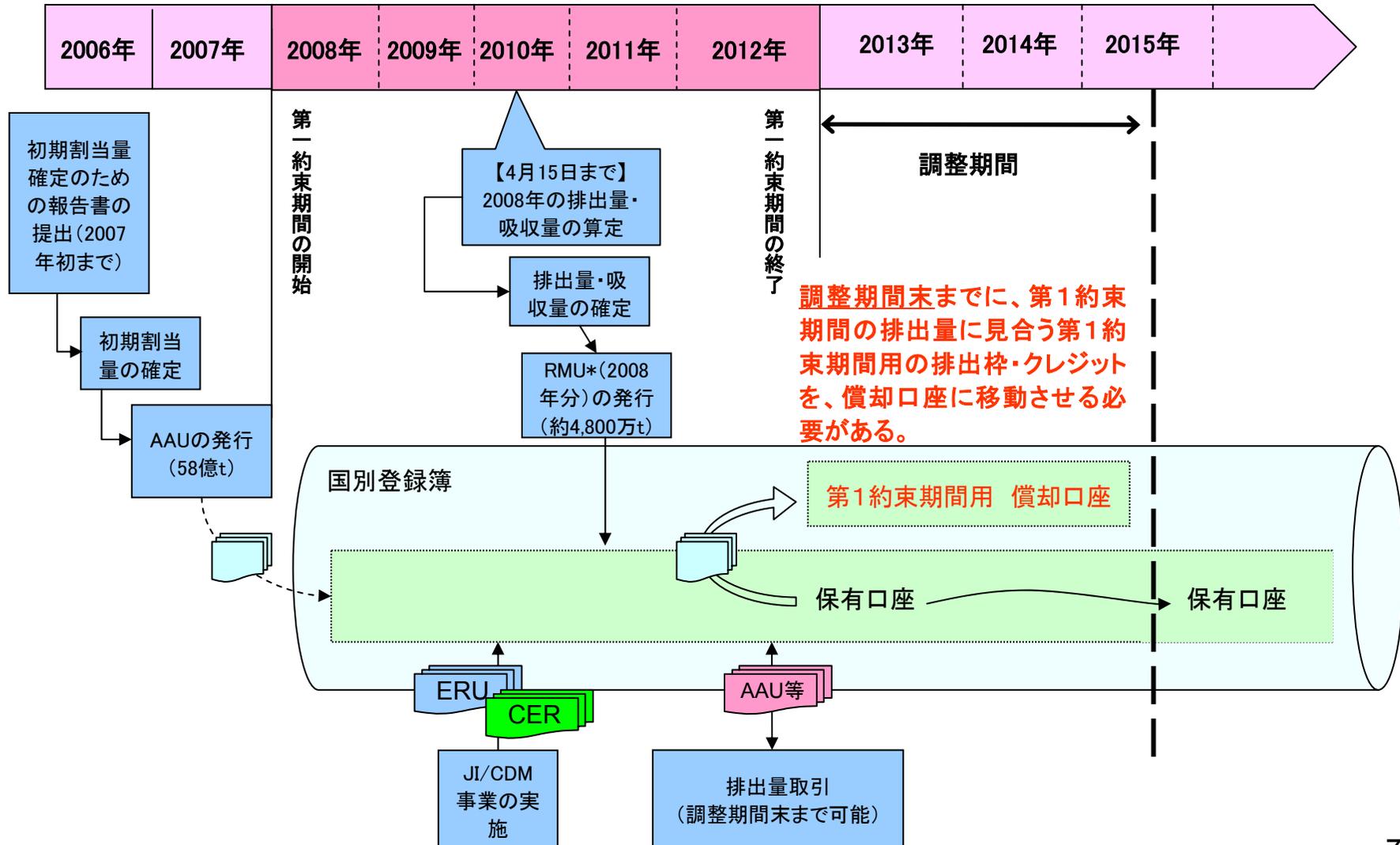
- 国別登録簿の仕組み
- 排出枠の発行・移転・償却の流れ

2-1 国別登録簿の仕組み

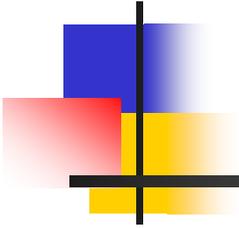


【遵守】遵守にカウントされるのは、償却口座内の排出枠・クレジットのみ

2-2 排出枠の発行・移転・償却の流れ



* RMUは毎年算定・発行するか、又は第一約束期間(5年間)分まとめて算定・発行するという二つの選択肢がある。

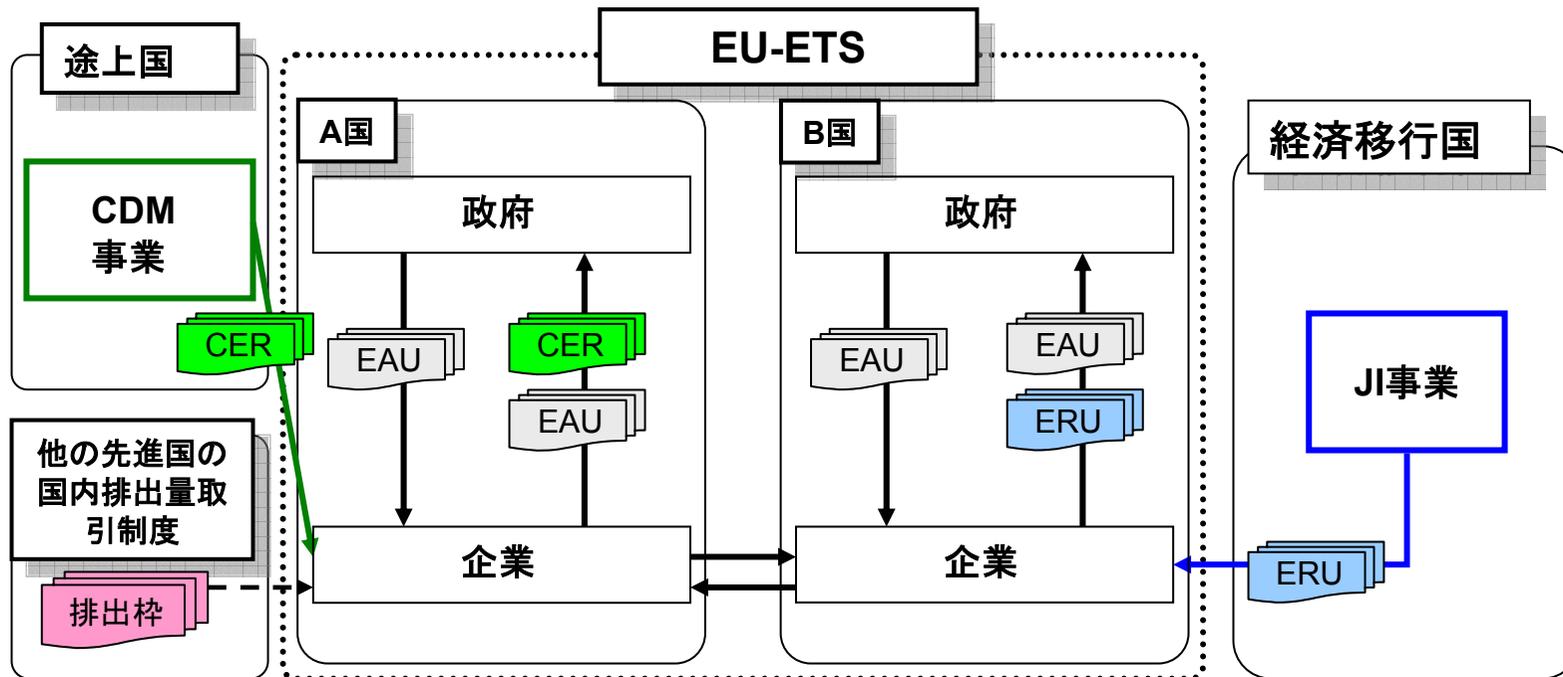


3. 国内（域内）排出量取引制度 の例

- EU排出量取引制度
- カナダ排出量取引制度案
- 米国排出量取引制度（州・民間）

3-1 EU排出量取引制度(EU-ETS)

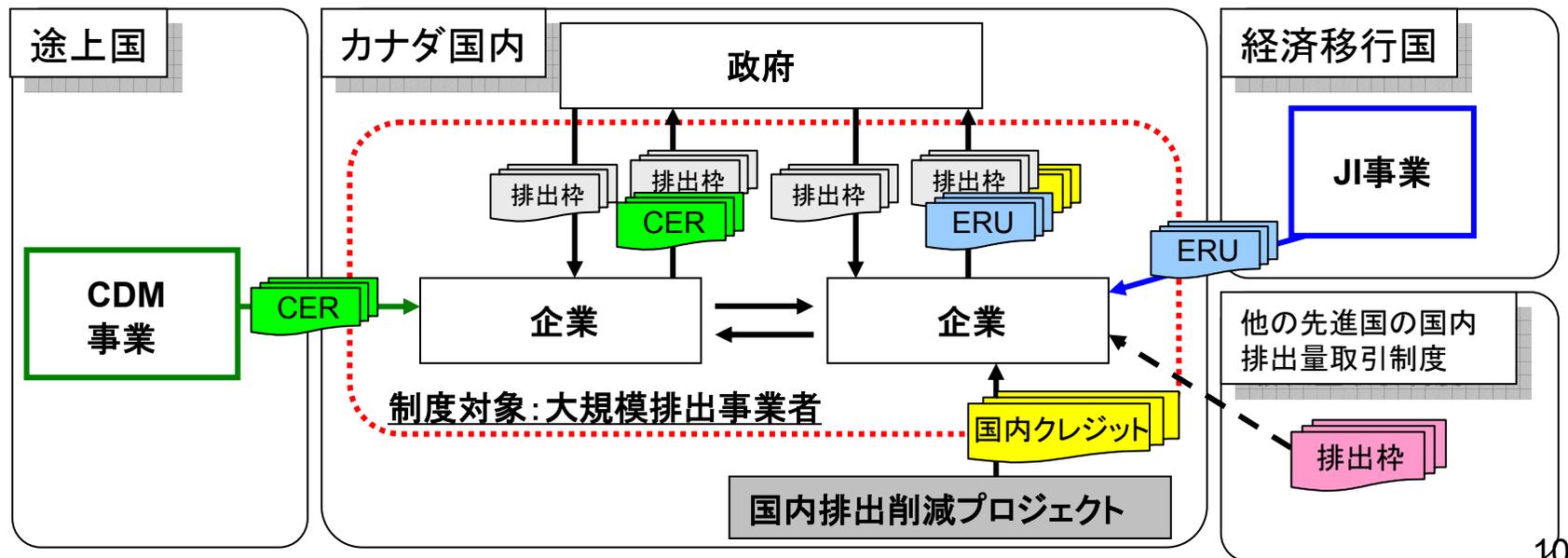
- EU域内での**キャップ&トレード方式**による取引制度。2005年1月から開始。
- 発電所、石油精製、製鉄、セメント等のエネルギー多消費施設が対象。
- 各加盟国は対象施設に、EU-ETS専用の排出枠(EAU)*を交付。各施設は各年終了後に、排出量と同量のEAUを政府に提出する義務あり。
- 各施設がこの義務を果たすために、JI/CDMによるクレジット(ERU,CER)を使用できることとするEU指令改正案(リンク指令案)について、現在、EU内で調整が行われている。



*EAUとは、EUの初期割当量(AAU)に対応する形で発行される、EU-ETS内でのみ通用するEU通貨のようなもの

3-2 カナダ排出量取引制度案

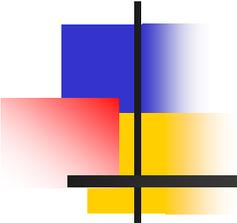
- カナダ国内での**キャップ&トレード方式**による取引制度
- 大規模排出事業者のみを対象。2008年開始予定
- 政府は対象事業者に排出枠を交付(原単位目標と生産量を掛け合わせ排出枠を算出)。対象事業者は**実際の排出量と同量の排出枠等を政府に提出しなければならない**。
- 事業者は義務達成のために次の手段を活用できる:
 - ①他の事業者からの排出枠の購入
 - ②国内排出削減プロジェクトによる国内クレジットの獲得
 - ③JI/CDMプロジェクトによるクレジット(ERU,CER)の獲得



3-3 米国排出量取引制度(州、民間)

各州	民間:シカゴ気候取引(CCX)
<p><u>東部10州</u> NY州知事の呼びかけで、発電所に対するキャップ&トレード方式の地域排出量取引制度の検討に参加</p>	<p>民間企業主導による自主的キャップ&トレード方式の排出量取引制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■2003年12月より取引開始 ■参加企業:IBM、フォード、DuPontなど企業、自治体、大学など44団体 ■目標:2003年より基準年(1998~2001平均)から絶対量で毎年1%ずつ段階的に削減 ■取引可能なクレジットは、初期割当を売却する排出枠と、削減プロジェクトから発生する削減クレジットの2種類 ■削減クレジットは米国内における埋立メタン回収、森林における炭素吸収プロジェクト等と、ブラジルにおける再生可能エネ、森林プロジェクトなどから獲得可能 ■取引量は2003.12~2004.2末の間で約60万トンCO₂(取引価格は\$0.71~1.05/t-CO₂)
<p><u>ニューハンプシャー州</u> 既設の火力発電所に対して2006年12月末までに現排出量レベルからの削減を求めるキャップ&トレード制度を導入</p>	
<p><u>マサチューセッツ州</u> 6カ所の発電所に対して、2006年までに1997~99年レベルから10%削減を求めるキャップ&トレード制度を導入。排出権の州外からの購入も認める</p>	
<p><u>(参考:オレゴン州)</u> 新設発電所に対して排出するCO₂と同量分の削減プロジェクトの実施、またはトン当たり57セント寄付を義務づける規制を導入(ワシントン州でも類似制度を導入決定)</p>	

*連邦レベルでは、キャップ&トレード方式の排出量取引が、マケイン上院議員とリーバーマン上院議員から提案されている



4. 海外の国内排出量取引制度と 京都メカニズムのリンク

- EU-ETS リンク指令案の概要
- JI/CDMクレジットのEU-ETSへの流入
- 中東欧でのJI実施の制限
- 国内排出量取引制度同士のリンクの可能性等

4-1 EU-ETS リンク指令案の概要

【リンク指令案の主な内容】

昨年7月にEU委員会が公表した、EU-ETSとJI/CDMクレジットをリンクするための指令案(リンク指令案)の主なポイントは以下のとおり。

- EU-ETSの対象施設は、遵守のためにJI/CDMクレジットを用いることができる。
- JI/CDMクレジットを遵守に使おうとする者は、JI/CDMクレジットを各国政府に提出し、代わりにEU-ETS専用の排出枠(EAU)の発行を受ける。

【リンク指令案による影響】

①JI/CDMクレジットのEU-ETSへの流入

- ・ EU-ETS対象施設による、JI/CDMクレジットに対する大きな需要の発生
→クレジットのEU-ETSへの流入
- ・ JI/CDMクレジット→EAUへの転換は不可逆的とされており、一旦EU-ETS内に入ったJI/CDMクレジットはEU-ETS外には出てこない。(※)

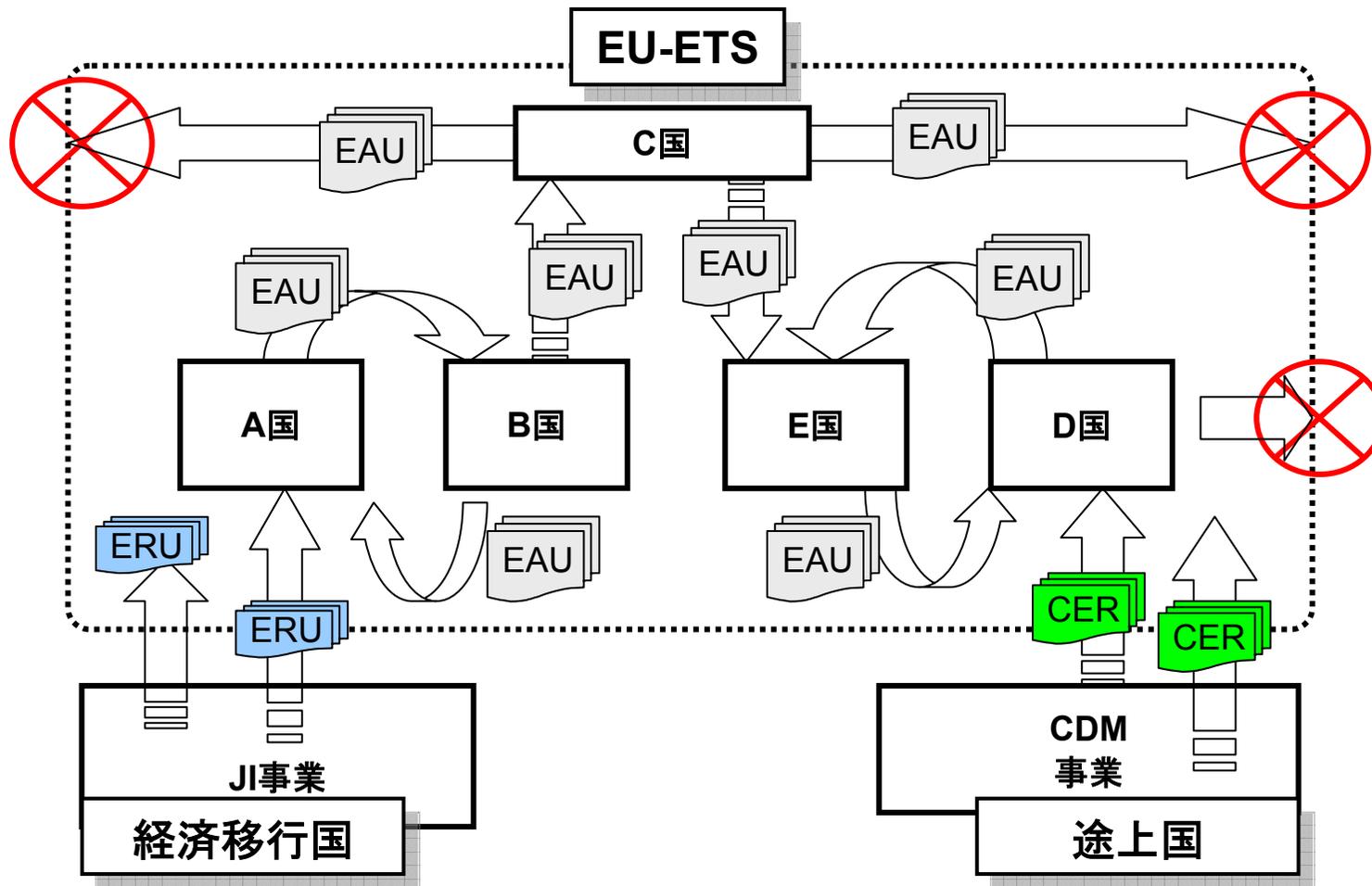
②中東欧におけるJI実施の制限

- ・ 2004年5月から中東欧10カ国がEUに新規加盟 → EU-ETSにも参加
- ・ これらの国におけるEU-ETS対象施設等におけるJIは、2004年末までに各国政府の承認を受けない限り、実施できないというのがリンク指令原案の考え方。

※議定書を批准した他の先進国の国内排出量取引制度との相互認証協定を結んだ場合は、EAUはEU外に出る。(EU-ETS指令第25条)

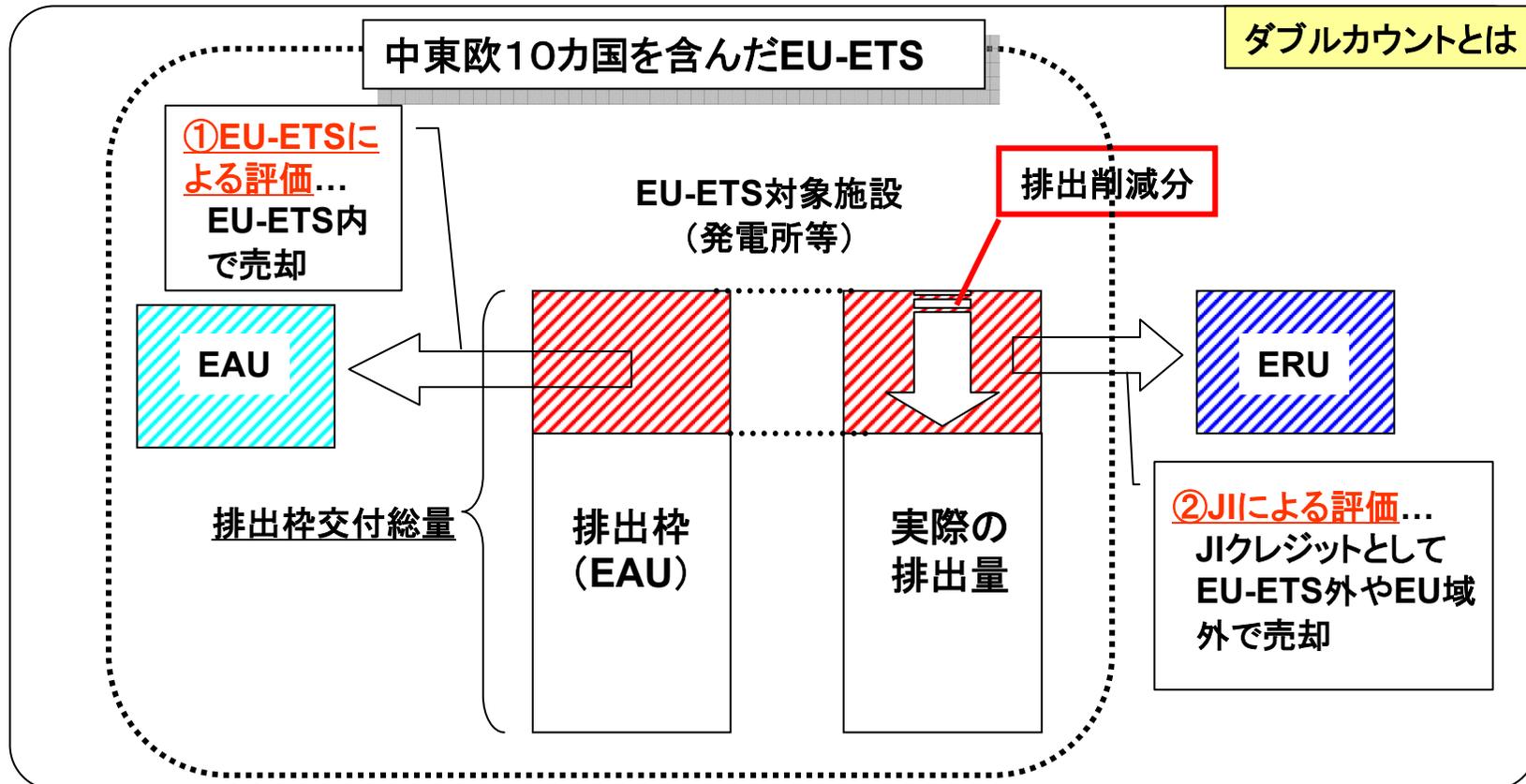
4-2 JI/CDMクレジットのEU-ETSへの流入

- 需要発生に伴い、EU-ETSにJI/CDMクレジットが流入
- EU-ETS対象施設は各国政府にJI/CDMクレジットを提出し、EAUを受領。
(これは**不可逆的な交換**とされている。)
- EU-ETS内ではEAUが流通。各国政府はJI/CDMクレジットを確保。
- 一旦EU-ETS内に入ったJI/CDMクレジットは、**EU-ETS外には出てこない**。



4-3 中東欧諸国でのJI実施の制限

- リンク指令案(原案)においては、EUに新規加盟する中東欧10カ国におけるJIは、2004年末までに各国政府の承認を受けない限り、EU-ETS対象施設等においては実施できないこととされている。
- これは、「**ダブルカウント**」(同一の削減が、①EU-ETSと②JIで2回評価され、二重の利益が生ずること)を避けるためとされている。
- リンク指令案原案どおりであれば、中東欧諸国におけるJI実施が大きく制限されることとなるため、日本政府としても、リンク指令案についてEU委員会に対し意見を述べているところ。



※リンク指令案については、EU内において、4月下旬の決着を目指して調整が行われている。中東欧諸国におけるJI実施については、2004年末までの政府承認がない場合も、2012年までは一定の条件付きで認める方向で調整がなされている。

4-4 国内排出量取引制度同士のリンクの可能性等

- EU-ETS指令(既に成立)においては、相互認証協定を結べば、他の先進国(議定書批准国)の国内排出量取引制度とリンクできることとされている。このため、カナダにおいては、EU-ETSとのリンクが検討されている。
- また、現在EU内で行われているEU-ETSのリンク指令案に関する調整においては、議定書未批准国における削減プロジェクトからのクレジットをEU-ETSで使えるようにするという案が出されている(EU議会案)。

